

下請取引適正化推進シンポジウム2016

～「よい品質」に見合った「適正な価格」を支払う取引慣行定着に向けて～ 札幌編 (全国5会場で開催)

パネルディスカッション **コンプライアンスの強化と企業間取引の適正化を目指して** 凸版印刷／矢崎総業



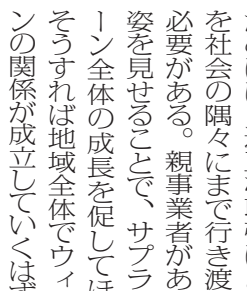
- 凸版印刷 法務本部 コンプライアンス部長 矢崎総業 執行役員 法務部長 大樹法律事務所 弁護士 北海道経済産業局 中小企業課長
- モデレーター フリーアナウンサー
- 小関知彦氏 後藤修氏 高橋善樹氏 竹田雅博氏 原田知恵氏



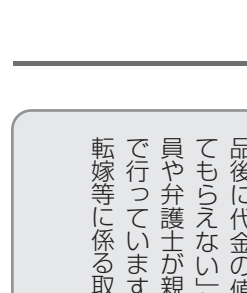
後藤氏



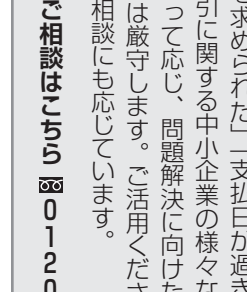
原田氏



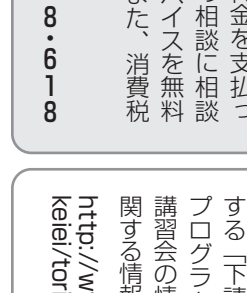
小関氏



後藤氏



高橋氏



竹田氏

竹田 今年9月、経済産業省は「未来志向型」の取引慣行に向けて「(通称「世耕プラン」)を策定した。今後「価格決定方法の適正化」「コスト負担の適正化」「支払い条件の改善」のために必要な施策を講ずる。親事業者は法令を順守するだけでなく、取引条件の改善に積極的に取り組んで、下請事業者とウィンウィンの関係を築いてほしい。

「コンプライアンス体制強化のきっかけは、小関 2000年初頭に営業からの直接発注を禁止し、下請代金法順守に向けて踏み込んだ。04年に改正下請代金法が施行されたことを受け、経営トップが全役員に下

請代金法の順守を厳命。違反者は厳重に処分すると言ったことが(通称「世耕プラン」)を策定した。後藤 当社は10年に当局的指摘を受け、一層の体制強化に努めてきた。経営層の意識が高いが、現場はまだ十分とはいえない。経営トップの号令だけではなく、法務部門がインシアティブを発揮していかないと、組織の隅々まで順法意識の徹底はできないと痛感している。

高橋 利益を上げる人は評価される。コンプライアンスを重視する人は評価されないのでは問題がある。経営方針として考え方をきちんと示すべきだ。経営トップはコンプライアンス意識を高め、当局

への問い合わせも増えてきた。取引先とのコミュニケーションも良好で、全体的にトラブルは減ったと感じている。今後は政府の動きに対応して社内ルールを見直し、約170社ある関係会社・子会社についても、少しずつ本社での取り組みレベルに近づけていく。

後藤 「コンプライアンス・オフィサー」の表彰制度など、社員モチベーションを高める仕掛けを工夫したい。厳しい国際競争を勝ち抜いていくためには、下請事業者を含むサプライチェーン全体のパフォーマンスを向上させる必要がある。その意味で、下請代金法の順守は単なるコンプライアンスの問題ではなく、自社の生き残り戦略と密接に関係していることを周知していきたい。下請代金法の順守を含む内部統制システムの構築が鍵となる。

高橋 自らの行為が下請事業者の不利益にもならないように立ち止まって考えられる下請代金法マインドを育てることが重要だ。取引先とのコミュニケーションの中で問題の芽を摘んでいければ結果的に法令順守につながる。コンプライアンスを重視する人が評価される仕組みを構築してほしい。

竹田 相談・通報窓口を設ける例は多いが、立場の弱い下請事業者は気軽に相談できない。親事業者が自ら独立した窓口で対応し、匿名での相談・通報を可能にするのも大切だ。下請事業者と交渉する際も、同じ目線で考えたい。双方納得できる合意点を導くポイントになる。経済の好循環を生むためには、適正な取引による恩恵を社会の隅々まで行き渡らせる必要がある。親事業者があらゆる機会を見せることで、サプライチェーン全体の成長を促してほしい。そうすれば地域全体がウィンウィンの関係が成立していくはずだ。

小関氏 後藤氏 高橋氏 竹田氏

トップの厳命が取り組みの背骨 全ての取引先と競争力高める 自発的に疑問を持てるまで教育 取引条件の改善促す政策を展開

今後の取り組みは、小関 発注システムの導入により、注文書の記載漏れや事後発注の防止は達成できていると思う。教育活動を継続する中で法務部門

「コンプライアンス・オフィサー」を育成することが重要だ。取引先とのコミュニケーションの中で問題の芽を摘んでいければ結果的に法令順守につながる。コンプライアンスを重視する人が評価される仕組みを構築してほしい。

竹田 相談・通報窓口を設ける例は多いが、立場の弱い下請事業者は気軽に相談できない。親事業者が自ら独立した窓口で対応し、匿名での相談・通報を可能にするのも大切だ。下請事業者と交渉する際も、同じ目線で考えたい。双方納得できる合意点を導くポイントになる。経済の好循環を生むためには、適正な取引による恩恵を社会の隅々まで行き渡らせる必要がある。親事業者があらゆる機会を見せることで、サプライチェーン全体の成長を促してほしい。そうすれば地域全体がウィンウィンの関係が成立していくはずだ。

竹田 今年9月、経済産業省は「未来志向型」の取引慣行に向けて「(通称「世耕プラン」)を策定した。今後「価格決定方法の適正化」「コスト負担の適正化」「支払い条件の改善」のために必要な施策を講ずる。親事業者は法令を順守するだけでなく、取引条件の改善に積極的に取り組んで、下請事業者とウィンウィンの関係を築いてほしい。

「コンプライアンス体制強化のきっかけは、小関 2000年初頭に営業からの直接発注を禁止し、下請代金法順守に向けて踏み込んだ。04年に改正下請代金法が施行されたことを受け、経営トップが全役員に下

主催：経済産業省中小企業庁
後援：公益財団法人全国中小企業取引振興協会、全国中小企業団体中央会、日本経済新聞社

政府は下請取引を含む中小企業の取引条件の改善に力を入れる方針を示した。経済産業省は「世耕プラン」を策定し、具体的な政策を展開していく。こうした動きを背景に、10～11月にかけて全国5会場(札幌、東京、名古屋、大阪、熊本)で開催した「下請取引適正化推進シンポジウム2016」には、下請代金支払遅延等防止法(下請代金法)の順守を徹底している親事業者が登場。コンプライアンス(法令順守)体制の整備・強化について、自社の取り組みを紹介した。



弁護士 高橋善樹氏

下請代金法は独占禁止法の補充法としての性格を持ち、下請取引の適正化と下請事業者の保護を目的とする。優越的地位の乱用行為を取り締まる独禁法だが、結論まで時間を要するのが難点だ。そこで資本金により行為主体を定め、取引内容を限定し、違反行為も典型的な乱用行為に類型化された。そのほか4つの順守義務も定められた。取引関係を明確化する発注書(3条書面)の交付義務と、当局の事後の調査を容易にするための書類(5条書面)の作成義務、さら

に親事業者がこんなことをしたら、下請事業者の利益を不当に害するのではないかと問題意識を持つ。下請代金法マインドの醸成と事前事後の確認、直ちに是正の姿勢が、社内法務管理部門、下請かけこみ寺、中小企業庁、公正取引委員会に確認していただくことができる。事前の確認には至らなかつた場合でも、常に下請代金法マインドを持ち続け、事業者自ら違反を発見し、直ちに是正することにつながる。

下請代金法に違反するかの判断が難しい場合もあるが、事業者が自ら違反を発見し、公正取引委員会への調査に直ちに是正して下請事業者の不利益を回復するなどすれば、勧告に至らない制度(下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱い)についても、下請代金法マインドの醸成と事前事後の確認、直ちに是正の姿勢が、社内法務管理部門、下請かけこみ寺、中小企業庁、公正取引委員会に確認していただくことができる。事前の確認には至らなかつた場合でも、常に下請代金法マインドを持ち続け、事業者自ら違反を発見し、直ちに是正することにつながる。

2012年に中小企業庁から下請代金法に関する指摘を受け、短期間に改善を進めた。まず意図しない下請代金の減額を防ぐため、月度ごとに実績の点検を実施。下請代金のからの振込手数料の控除を取りやめ、すべて当社負担とした。8条書面の記載不備も指摘されたことから、毎年1回、取引先に「支払条件等について」という書面を送付し、記載内容の共有と確認を徹底している。

グループ各社も一斉に自己点検を実施。仕入先の資本金などの基本情報や取引内容をすべて確認した。以後も自主点検と改善活動を継続している。

社員の順法意識の向上に向けた取り組みでは、12月1日を「コンプライアンスデー」と定め、経営トップが全社員に向けてメッセージを発信。コンプライアンス研修も実施し、グループの全役員・社員はeラーニングで下請代金法の基礎知識を復習している。

日立製作所 システム化の推進で違反防ぐ

日立グループの事業分野は情報・通信システムから建設機械、高機能材料、物流・サービスまで幅広い。事業分野が多岐にわたるため、ほぼすべての下請取引を調達部門が集中管理し、設計、製造、品質保証、経理の各部門を指導している。けん制機能として監査部が定期的に各部門を審査するほか、複数の通報制度も設けている。

下請代金法順守のための調達規則や業務手順を帳票やシステムに盛り込み、各事業所の調達システムには、請取引対象品を自動識別したり、価格未決品のアラームを出したりする機能を搭載。仮締の制度を設けて月末納入品を救うなど、支払い遅延を防ぐ仕組みもある。

教育にも力を入れている。調達担当者向けの法律ハンドブックを作成・配布したほか、イントラネットでのeラーニングを義務付け、1泊2日の社内研修では座学とグループ討論を実施して順法意識の徹底を図っている。

本特集の東京・大阪・名古屋・熊本編は中小企業庁のサイトでご覧いただけます。
<http://www.chusho.meti.go.jp/> 中小企業庁 検索

企業の取り組み事例 五十音順

内田洋行

「コンプライアンスデー」を設定

2012年に中小企業庁から下請代金法に関する指摘を受け、短期間に改善を進めた。まず意図しない下請代金の減額を防ぐため、月度ごとに実績の点検を実施。下請代金のからの振込手数料の控除を取りやめ、すべて当社負担とした。8条書面の記載不備も指摘されたことから、毎年1回、取引先に「支払条件等について」という書面を送付し、記載内容の共有と確認を徹底している。

グループ各社も一斉に自己点検を実施。仕入先の資本金などの基本情報や取引内容をすべて確認した。以後も自主点検と改善活動を継続している。

社員の順法意識の向上に向けた取り組みでは、12月1日を「コンプライアンスデー」と定め、経営トップが全社員に向けてメッセージを発信。コンプライアンス研修も実施し、グループの全役員・社員はeラーニングで下請代金法の基礎知識を復習している。

JSOL

発注・支払いを専門部署に集約

当社は発注と支払いを専門の統括部門に集約している。手続部門は現場からの申請に基づいて発注内容などを確認。現場の承認を経て発注する。注文書の送付などため、契約開始日より営業日前までに手続部門に申請することを社内ルールで定めている。

納品後の支払いも手続部門が実施する。月末納期の場合、5営業日前に手続部門から現場に対し納期が近いことを知らせ、請求書を受領するように通知。これにより支払い手続の遅れを防ぎ、期限内の支払いを順守する。

取り組みの実施状況は監査部門による監査に加え、現場部門による自主点検を年に1度実施。勉強会も開催し、社内ルールの徹底や現場の疑問を解消する機会として、全社員にオンライン研修も義務付け、コンプライアンス意識の浸透を図っている。

凸版印刷

違反防ぐ発注システムを構築

当社は営業による直接発注を禁止し、下請取引を実施する部門を生産管理・企画販促に限定している。資本金の大小に関わらず下請代金法に準拠した取引を行うことで、うっかり違反を防いでいる。

さらに全社共通の発注システムを構築し、注文書の記載漏れや事後発注を防止。経理部は納品日を確認し、取引先が請求書を送付し、60日を超えない支払いが発生しないように管理している。下請事業者向けの通報窓口として「サプライヤーホットライン」も設置している。

社員教育では「下請法遵守マニュアル」を作成・配布するとともに、毎年、発注部門に対する集合研修と運用実態の確認を実施。当局主催の講習会に積極的に参加している。実際の勧告事例をグループ全体で共有したりして、取り組み状況は半期ごとに監査役会に報告し、下請取引の適正化に努めている。

矢崎総業

順守すべきルールを明確化

当社はコンプライアンスを徹底するため、各県の条例や事業法を含む79法令・579項目にわたる全社共通の法令順守管理項目表を作成した。順守すべきルールを明確にした上で、職別別の教育を実施している。

相談・通報窓口として、社員向けに「YAZAKI AI」などを設置。取引先向けには社外の法律事務所を窓口とし、通報内容は当社に報告・報告される。取り組み状況は毎年1回、各部門で自主点検を実施し、その内容に基づいて内部監査部や法務管理部署が監査する。

下請代金法の順守体制は、取締役と各部門長を構成するコンプライアンス委員会の下に「コンプライアンス・オフィサー」を配置。問題が発生した場合は法務部が事実関係を確認し、コンプライアンス・オフィサーが是正に取り組む。監査の結果、共有すべき情報があれば横展開し、一般社員に周知する。

ファンケル

取引先アンケートを実施

当社は化粧品・健康食品の留め型原料や容器・包材などについて、協力会社に製造委託している。グループ本社の購買グループで価格や条件を決定し、事業会社から発注する体制だ。注文書の交付・承諾を経て初めて発注が成立することや、下請代金の振込手数料を当社が負担することなどは契約書に明記している。

教育活動では社員が知っておべき基本的なルールを網羅したコンプライアンス手帳を作成・配布し、階層別・部署別研修を実施。下請代金法の研修にはグループワークを取り入れ、社内であった実例を教材にするなど、当事者意識を持たせるように工夫している。

経営理念である取引先への共存共栄を実現するため、内部監査室は取引先へのアンケートを実施している。問題があれば事実関係を確認。経営トップに報告するだけでなく、購買グループと連携して改善している。

中小企業の相談窓口「下請かけこみ寺」のご案内

全国47都道府県(48カ所)に設置している「下請かけこみ寺」では、「納品後に代金の値引きを求められた」「支払日が過ぎてても代金を支払ってもらえない」と取引に関する中小企業様の様々な相談に相談員や弁護士が親身になって対応し、問題解決に向けたアドバイスを無料で行っています。秘密は厳守します。ご利用ください。また、消費税転嫁等に係る取引上の相談にも応じています。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/forhiki/index.html>